

契 約 一 覧 表(随意契約)

平成29年2月分

件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
		円		円				
人事・給与・勤怠システムリース・保守延長契約	H29.2.1	10,676,342	随意	10,777,868	99.05%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区港南2丁目15-3 株式会社富士通マーケティング	
本部借上宿舍貸借契約	H29.2.1	838,950	随意	838,950	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部	
滋賀地方事務所借上宿舍貸借契約	H29.2.1	1,462,656	随意	1,462,656	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	個人名のため公表しない	
福井地方事務所借上宿舍貸借契約	H29.2.1	1,233,653	随意	1,233,653	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	個人名のため公表しない	
青森地方事務所借上宿舍貸借契約	H29.2.1	1,354,928	随意	1,354,928	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
青森地方事務所借上宿舍貸借契約	H29.2.1	1,415,520	随意	1,415,520	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都江東区有明3-7-18 有明セントラルタワー7階 大和リビングマネジメント株式会社	
青森地方事務所借上宿舍貸借契約	H29.2.1	1,593,508	随意	1,593,508	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都江東区有明3-7-18 有明セントラルタワー7階 大和リビングマネジメント株式会社	
法テラス京都相談室増設工事	H29.2.17	1,382,400	随意	1,487,886	92.91%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	京都市中央区押小路通釜座東入る上松屋町710-3 株式会社上田屋	
法テラス沖縄事務所用備品購入等及び間仕切り工事	H29.2.14	1,300,000	随意	1,395,772	93.13%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	沖縄県那覇市仲井真373 有限会社昭和事務機社那覇支店	
合 計		21,257,957						

○会計規程

(契約の方法)

第15条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2 競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。

(入札の原則)

第16条 前条による競争は、入札の方法をもって行わなければならない。

(指名競争)

第17条 第15条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、指名競争に付する。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わらざるべき者が少数で一般競争による必要がないとき。
- (2) 一般競争によることが不利と認められるとき。
- (3) その他事業運営上特に必要があるとき。

(随意契約)

第18条 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約による。

- (1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。
 - (2) 緊急の必要により競争入札によることができないとき。
 - (3) 競争入札によることが不利と認められるとき。
- 2 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約によることができる。
- (1) 契約の予定価格が少額であるとき。
 - (2) その他事業運営上特に必要があるとき。

○契約事務取扱細則

(随意契約によることのできる場合)

第23条 規程第18条第2項第1号の規定により随意契約によることのできる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1)～(6)省略
- 2 規程第18条第2項第2号の規定により随意契約によることのできる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 外国で契約をする場合
 - (2) 国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人と契約をする場合
 - (3) 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合
 - (4) 落札者が契約を結ばない場合

(随意契約の公表)

第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
- (3) 予定借借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ
- (4) 予定価格が100万円を超える債務
- (5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの